

## 美浜3号の再稼働反対表明と避難所の公表等を求めて

### 避難所のマッチングができて1年以上たつのに、公表はまだ「調整中」

避難計画を案ずる関西連絡会は4月19日、長浜市<sup>※1</sup>に申し入れを行った。市民は滋賀から2名（長浜市民1名を含む）と大阪から4名が参加した。対応は、長浜市防災危機管理局長、原子力安全対策室長をはじめ5名。昨年10月～12月に実施した長浜市での戸別訪問で聴いた住民の皆さんの声も伝え、避難計画の問題点を中心に申し入れた。文書回答が配布され、意見交換した。（※1：長浜市には、美浜原発事故時の避難対象地域に24,000人以上の住民が暮らしている）



#### ◆避難所の公表はいつするのか、時期を明言せず。早急に公表すべきだ

前回2020年12月17日の申し入れで、市は「避難所のマッチングは完成している」と回答していたが、今回、実際に完成したのは昨年3月だと回答した。1年以上も経つのに公表しない理由は、「避難所を公表すると、（中継所で）汚染検査を受けずに避難所に行ってしまう可能性があるため、避難所で汚染検査を受けられる仕組みを作る調整のため」と述べた。しかし、汚染検査に関する調整は後からすればよいので、公開しない理由にはならない。戸別訪問で聴いた「当然に知らせるべき」など多くの声も伝えたが、公表時期は明言しなかった。早急に公表すべきだ。

（後日問い合わせに答え、県内避難先の避難所の数について回答があった。草津市30施設、甲賀市75施設、東近江市33施設）

#### ◆要援護者の避難先は各施設任せ。市民の要望で、施設を調査し指導することに

前回は要援護者について「移動できる人が何人いるかわからない」と回答するなど、全く把握していなかった。今回は、施設の要援護者の場合は、避難計画作成も避難先の選定も施設任せで、市は把握していなかった。市民は、戸別訪問の際、社会福祉施設で「避難先が分からない、計画もなく訓練もしていない」と聴いたことを紹介し、市が把握し、施設を指導すべきだと要望した。その結果、調査し指導すると答えた。

在宅の要援護者については、市内避難の場合は市が対応し、協定を結んでいる福祉避難所（ホテル・旅館）を利用し、市外避難の場合は県が対応して市外の福祉避難所を利用するとした。しかし、いずれも具体的な避難所名は示さなかった。在宅の要援護者の人数についても把握しておらず、所管が違うので分からない、後日知らせると答えた。

（後日、「美浜地域の緊急時対応」に記載されている537名との回答があった）

#### ◆再稼働は「国の厳格な審査の結果」。誰もが参加できる住民説明会の開催は拒否

老朽原発美浜3号の再稼働は「国の厳格な審査の結果」だとして、国と関電に対し、安全対策の徹底を求めていくとは述べたが、反対は表明しなかった。美浜3号の再稼働予定である10月までに各地区で、誰もが参加できる住民説明会を開くように要望したが、ホームページに説明会の

録画を公開している、広報誌で知らせる等として、改めて開く予定はないと拒否した。戸別訪問で「説明会があることすら知らなかった」「老朽原発は不安」「市に見捨てられている感じがする」など多くの声を聴いたことを伝え、説明会を開くよう訴えた。

#### ◆濃厚接触者の個室確保は困難。パーテーション等で対応する

コロナ禍での感染者・濃厚接触者等のために避難所での個室確保について、今回は避難施設に確認することになっていた。今回は、感染急拡大により、ホテル等の「個室」の確保はすべての災害対応において困難なため、避難先市の対策方針に則り避難を行うとした。各避難所では感染症対応の運営マニュアルで、パーテーション設置等で対応してもらうことを確認しているとした。

#### ◆避難退域時検査場所である湖北体育館の周辺住民への説明は、自治会長と隣接の1軒にだけ



避難退域時検査場所（避難時にスクリーニング検査や除染を行う）である湖北体育館の周辺には民家や田畑、公共施設がある。体育館が検査会場になることについて、近隣自治会や住民への説明状況を問うと、市は、訓練内容を事前に自治会長と体育館に隣接する1軒の家にしに説明していなかった。これに対し、訓練だけでなく、実際に事故が起こったときに、汚染された多くの車が来ること等を近隣に周知すべきではないかと質した。すると市は、広報誌に湖北体育館使用のことも載せ、希望があれば原子力防災啓発の出席講座に行くことと答えた。市民は、田畑などの放射能汚染対策等、周辺住民の疑問や意見を聴き理解を得て進めるべきだと訴えた。

湖北体育館は、避難退域時検査場所として1万人以上が利用するには狭すぎるため、より広い会場を用意すべきと求めたが、湖北体育館を含め3箇所を計画しており、災害の状況などから開設場所を判断するとだけ答えた。

湖北体育館は、避難退域時検査場所として1万人以上が利用するには狭すぎるため、より広い会場を用意すべきと求めたが、湖北体育館を含め3箇所を計画しており、災害の状況などから開設場所を判断するとだけ答えた。

#### ◆安定ヨウ素剤の事前配布は否定

##### 甲状腺被ばくを過小評価する長浜市の驚くべき説明

毎時  $20 \mu\text{Sv}$ （避難の基準： $0.1\text{L2}$ ）で7日間屋外にいても、甲状腺被ばく量は  $134 \mu\text{Sv}$

昨年11月の防災訓練で医師の問診がなかったことから、医師の問診が受けられる事前配布にすべきではないかと問うと、服用タイミングなどを考慮して一時集合場所での配布が合理的だとし、事前配布を否定した。屋内退避や移動での被ばくの心配を問うと、次の驚くべき説明を行った。

「UPZ圏内で毎時  $20 \mu\text{Sv}$  での避難について、仮に1歳児が7日間屋外にいたとしても  $134 \mu\text{Sv}$  の被ばくにしかならず、IAEAの安定ヨウ素剤服用基準未満だ」。

後日、計算方法を問い合わせたところ、次のような回答が返ってきた。

毎時  $20 \mu\text{Sv} \times 24 \text{時間} \times 7 \text{日} \times 0.04$ （甲状腺の組織加重係数）＝ $134 \mu\text{Sv}$ 。よって、毎時  $20 \mu\text{Sv}$  の環境下ではIAEAの示す服用基準である甲状腺等価線量  $50\text{mSv}$  未満になる。これは計算だけの話なので、万が一に備え、安定ヨウ素剤は備蓄することになっている。

しかし、市のこの説明は原子力規制庁の試算にも反している。規制庁は2021年2月、 $0.1\text{L2}$ （毎時  $20 \mu\text{Sv}$ ）に相当する地域では、防護措置を講じない場合、1歳児の甲状腺等価線量が最大で、約70数  $\text{mSv}$  と推定されるとの試算を示している。<https://www.nsr.go.jp/data/000343377.pdf>（9頁）なお、空間線量率で示される  $0.1\text{L1}$ 、 $2$  については、放射性プルームによる影響が除かれている。

甲状腺被ばくでは、プルームによる放射性ヨウ素の影響が大きい。これを考慮していない長浜市の計算は間違っている。市民にこのような説明をしないよう、後日、メールで市に伝えた。

#### ◆事故時の甲状腺モニタリングは、20歳以上の希望者について県を通して国に問い合わせたい

原子力災害対策指針の改定で、事故時の甲状腺モニタリングの対象者が19歳未満に限られたことや本人への結果通知について、市の考えを問うた。すると、指針に従うが、20歳以上の検査（モニタリング）希望者については、県を通して国に問い合わせたい。検査結果の通知を本人が希望した場合は、慎重に検討する必要があるが、希望に合った形で通知できる仕組み作りが必要と答えた。20歳以上も対象者に含めるよう、また結果を通知するよう、引き続き働きかけが必要だ。

#### ◆タイヤの接地面を試験しないのでは、意味がない→「県を通じて国に問い合わせる」

車両の除染については、防災訓練で行われたウェットティッシュで拭くだけの簡易除染ではなく、流水による除染を要望した。市は、内閣府の「車両の流水除染は拭き取り除染と比較し優位性はない」との説明に基づき、滋賀県では拭き取り除染を行うと答えた。これに対し市民は、内閣府が評価の基にした試験では、タイヤの接地面ではなく、サイドウォールの小片を使っている。放射性物質はタイヤの溝に付着するため、この試験では意味がないと説明した。その結果、試験について県を通じて内閣府に問い合わせると答えた。

内閣府は、昨年4月27日に「事務連絡」を自治体に出し、避難退域時検査では職員はタイベック着用の必要はなく、交付金の対象としない旨を伝えている。これに対し、ガウンは着用するとし、同様に交付金の対象外のゲートモニターについては「継続して使いたい」と答えた。

#### ◆チラシ掲載の美浜3号事故時の被ばく量について、市から質問

私たちが戸別訪問で配布しているチラシに関して、掲載している美浜3号事故時の被ばく線量（福島原発事故並みの場合）について、市から算出根拠について質問があった。そのため、算出根拠については、下記のURLを示し、美浜3号と高浜3号の出力比から、0.9（美浜3号82.6万kW/高浜3号87万kW）を乗じて算出している旨を、メールで伝えた。

[http://www.jca.apc.org/mihama/takahama/hibaku\\_sisan151213.pdf](http://www.jca.apc.org/mihama/takahama/hibaku_sisan151213.pdf)

これに対して市からは、線量評価で重要なのは「放出率」ではなく「放出量」であり、線量はセシウム137の放出率だけで決まるものではないため、私たちの評価は誤りと思われるという旨の返事があった。

しかし、市の批判は当たらない。規制庁は2012年12月の「拡散シミュレーションの試算結果（総点検版）」のp.54で、福島第1原発の初期インベントリ（内蔵量）から「総放出割合」（放出率）を仮定することにより放出量を求めている。この放出率を用いて、各原発の福島原発事故並みの場合の放出量が求まり、被ばく量が算出できる。セシウムの放出を基準としているのは、セシウムが主な被ばく源になっているからである。このような理由から、チラシに掲載している被ばく評価は誤りではないことを、後日市にメールで伝えた。

今後も長浜市への働きかけ、市民への戸別訪問・チラシ配布を継続しよう。

避難計画を案ずる関西連絡会の質問・要望書：[http://www.jca.apc.org/mihama/bousai/nagahama\\_youbou20220419.pdf](http://www.jca.apc.org/mihama/bousai/nagahama_youbou20220419.pdf)  
防災危機管理局からの文書回答：[https://www.jca.apc.org/mihama/bousai/nagahama\\_reply20220419.pdf](https://www.jca.apc.org/mihama/bousai/nagahama_reply20220419.pdf)